



ほけんだより

鬼石中学校

保健室

No.3 R6.5.7

だいぶ下火になってきたと思われた、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザも、いまだにぽつぽつと感染者が出ています。特にインフルエンザは季節を問わず発症しています。暑くなったり、寒さが戻ったり安定しない天候が続いており、新生活の疲れも出る頃です。ご家庭におかれましても、引き続き、感染症予防対策や健康管理に努めていただけますようお願いいたします。

保護者の方へ

「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」に罹患した場合には、保護者が記載する各「療養報告書」を、今年も継続いたします。

その他インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の出席停止となる感染症（下記参照）に罹患した場合には、「治癒証明書」を医師に記入していただきご提出ください。

○「インフルエンザにおける療養報告書」、「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」及び「治癒証明書」（インフル、コロナ以外の出席停止となる感染症の場合）は、必要時学校で配付します。鬼石中ホームページよりダウンロードして使用することも可能です。

○「インフルエンザにおける療養報告書」とその提出について、インフルエンザと診断された際の対応・手順について裏面をご確認くださいませようお願いします。また、なにか不明な点がありましたら学校（TEL 52-2750）までお問い合わせください。

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスに限る）、インフルエンザ（H5N1）	・ 治癒するまで
第二種	・ 新型コロナウイルス感染症	・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
	・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・ 百日咳	・ 特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻疹	・ 解熱した後3日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん	・ 発しんが消失するまで
	・ 水痘	・ すべての発しんが、痂皮化するまで
第三種	・ 咽頭結膜熱	・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・ 結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	・ 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	・ コレラ、・細菌性赤痢、・腸チフス、・パラチフス、・腸管出血性大腸菌感染症、・流行性角結膜炎、・急性出血性結膜炎	・ 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

<注> 上記のような基準ですが、主治医の先生の判断に従ってください。

新型コロナウイルス、インフルエンザ（H5N1を除く）については、当面の間、治癒証明書ではなく、療養報告書を提出してください。

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりますが、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。なお、扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」

※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。

※ 「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」とは、解熱した日を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8 日目	
例 1	発症から 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能			
例 2	発症から 2 日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例 3	発症から 3 日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例 4	発症から 4 日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例 5	発症から 5 日目に解熱した場合	発熱					解熱				

※ 「発症した後 5 日」、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。